学校法人 松翠学園
滋賀文教短期大学
SHIGA BUNKYO JUNIOR COLLEGE

「幼稚園教育指導要領」「保育所保育指針」および「小学校学習指導要領」の比較検討
―「幼保小の連携・接続」を射程とした「学び」のあり方―

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2021-05-28
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 雨森, 雅哉, 山﨑, 真之
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.32125/00000078

「幼稚園教育指導要領」「保育所保育指針」および「小学校学習指導要領」の比較検討
―「幼保小の連携・接続」を射程とした「学び」のあり方―

雨森　雅哉・山﨑　真之
Masaya AMEMORI・Masayuki YAMAZAKI

抄録：

本稿では、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「小学校学習指要領」の記述を「幼保小の連携・接続」を視座に比較検討した。幼児教育においては「教育要領」が制定された当初から小学校教育との一貫性は求められており、以降、今日に至るまでこの方向性自体に大きな転換は行われていない。また、今次のいわゆる「３文書」等の改訂時においては、教育的な視点からの一貫性はより明確化されたといえる。もっとも、その接合点の主眼とするところはいわゆる「教科」指導に力点をおいたものではなく、そこで強調された点は主として道徳性の育成にあり、ここに幼児教育と小学校教育の確かな接続や連続性が強く求められているといえる。

キーワード：「幼稚園教育要領」・「保育所保育指針」・「小学校学習指導要領」・「幼保小の連携・接続」・「特別な教科　道徳」

はじめに

ドイツの教育哲学者 O.F. ボルノーはその著『教育を支えるもの』のなかで、乳幼児期の環境で育まれる「信頼の感情」は、「すべての健全な人間的発達にとって、したがってまた、あらゆる教育にとって、まず第一の不可欠な前提」と述べている[1]。また森昭は、ボルノーが同書で強調した「教育を支えるもの」とは、「教育の社会的基底でもなければ、心理的条件でもなく、さらには倫理的価値でさえなくて、（中略）教育する者と教育される者との関係、すなわち教育関係を支える人間学的基底なのである」とする[2]。ボルノーの言葉は、幼児教育に携わるすべての実践家にとって極めて重要な指摘であり、多くの示唆を与えてくれる。そこで、幼保小の連携・接続を視座に「幼稚園教育要領」（以下、「教育要領」）、「保育所保育指針」（以下、「保育指針」）および「小学校学習指導要領」（以下、「学習指導要領」）の記述を整理して幼稚園・保育所での「学び」のあり方を考える本稿での冒頭、その一説を引用した次第である。

周知のように近年、「教育要領」・「保育指針」・「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（以下、「教育・保育要領」）が同時に改訂され（いわゆる「３文書」）、その基本的な内容もできるだけ同一にするという方向で作成された。これは、「３つのタイプの幼児教育施設を、今後基本的に対等・同等に扱う、あるいは３つの施設に同じような教育成果を期待する」国としての立場を表明したものである[3]。すなわち、今次の「３文書」改訂の背景には幼児教育の重要性の高まりがあり、今後はこれまで以上に「幼保小の連携・接続」を射程にいれた学びの実践やより善いあり方の究明等が求められるといえる。換言すれば、「３文書」はいずれの施設の場合であっても、その運営や実践の際の判断基準や行動基準を示すいわば「準拠枠」の役割を果たすものといえ、その実践では本質的な理解や準拠枠に基づく的確な判断等がことさらに重要となろう。本稿ではこうした問題意識を背景に前述の研究方法に基づき稿をすすめることとする。

１．現行以前の「教育要領」にみられる幼稚園教育と小学校教育に関する記述の変遷

「教育要領」は、学校教育法が制定された翌 1948 年（昭和 23）年に発行された「保育要領」を受け、1956（昭和 31）

年文部省より発行されたのが最初である。以降、「教育要領」は1964（昭和39）年（第１次改訂）、1989（平成元）年（第２次改訂）、1998（平成10）年（第３次改訂）、2008（平成20）年（第４次改訂）と４回の改訂をへて、2017（平成29）年に告示された現行「教育要領」（第５次改訂）にいたる。そこで本稿では現行「教育要領」等の検討に立ち入る前に、それ以前の「教育要領」にみられる幼稚園教育と小学校教育に関する記述について簡単に整理しておきたい。

（１）1956（昭和31）年「教育要領」の記述

戦後の占領下からサンフランシスコ平和条約締結のもとで独立主権を回復したのち、1956（昭和31）年に最初の「教育要領」が刊行された。「まえがき」「第Ⅰ章　幼稚園教育の目的」「第Ⅱ章　幼稚園教育の内容」「第Ⅲ章　指導計画の作成とその運営」から構成される同年「教育要領」では、まず「改訂の要点」３点のうちの一つとして、「１．幼稚園の保育内容について、小学校との一貫性を持たせるようにした」と「まえがき」で述べ、その実際を示す第Ⅲ章では、以下の記述がみられる。

第Ⅲ章　指導計画の作成とその運営

１　経験を組織する場合の着眼点

10. 小学校の教育課程を考慮して計画すること。

幼稚園の教育が小学校の教育と連絡を図るためには、幼稚園の教師は、特に小学校低学年の教育課程を理解する必要がある。それと同時に、小学校、なかでも低学年の教師が、幼稚園の指導計画を理解してくれるように望む必要がある。このような関連を密にするためには、近接の幼稚園と小学校の教師が合同の研究協議会を開くとか、教育委員会が中心になって、両者の関連を考慮した指導計画を研究するというようなことが有効である。

また、ここに示される幼稚園教育と小学校教育の「連絡を図る」前提として、第Ⅲ章冒頭部で「幼稚園の指導計画ということについては、ときとしてかなり懐疑的な考えを持たれることがある。それは、幼稚園の教育が、小学校や中学校のように、はっきり教科を設けて系統的に学習させるやり方とは違い、全体的、未分化的に生活を指導する形で行わなければならないという理由に基くことが多いようである」との指摘は注目される。さらに、この点とあわせて「第Ⅱ章　幼稚園教育の内容」冒頭部で述べられている以下の記述にも留意したい。

幼稚園教育の内容として上にあげた健康・社会・自然・言語・音楽リズム・絵画製作は、小学校以上の学校における教科とは、その性格を大いに異にするということである。幼稚園の時代は、まだ、教科というようなわくで学習させる段階ではない。むしろこどものしぜんな生活指導の姿で、健康とか社会とか自然、ないしは音楽リズムや絵画製作でねらう内容を身につけさせようとするのである。したがって、小学校の教科指導の計画や方法を、そのまま幼稚園に適用しようとしたら、幼児の教育を誤る結果となる。

以上の記述から同年「教育要領」では、幼稚園教育と小学校教育の関係については、教育課程上の一貫性を意識しながらも、他方、幼稚園教育での教育内容や指導方法等での実際ではそれぞれの校種がもつ固有性にそくして行われる必要があるとの認識が示されたといえる。

（２）1964（昭和39）年「教育要領」の記述

1964（昭和39）年、「教育要領」は改訂され「告示」として公示された。これは1958（昭和33）年版「小学校学習指導要領」の扱いに準じてなされた措置で、幼稚園教育における教育課程も国家基準として策定されたことを意味する。「第

１章　総則」「第２章　内容」「第３章　指導および指導計画作成上の留意点」の構成からなる同年「教育要領」では第１章および第３章に以下の記述がみられる。

第１章　総則

１　基本方針

幼稚園は、教育基本法にのっとり、学校教育法に示す目的および目標を達成するために、次の基本方針に基づき、幼児の教育を行なわなければならない。

(10)　幼稚園教育は、小学校教育と異なるものがあることに留意し、その特質を生かして、適切な指導を行なうようにすること。

第３章　指導および指導計画作成上の留意点

１　指導上の一般的留意事項

幼稚園においては、第１章および第２章に示すところに基づき、次の事項に留意して、効果的な指導を行なうようにしなければならない。

（５）　入園当初においては（中略)。なお、幼稚園修了前の幼児については、小学校へ進学する期待や心構えなどを育てるように配慮すること。

以上の記述から第１次改訂「教育要領」では、幼稚園教育と小学校教育の関係については従前同様としながらも、他方、幼稚園教育の実際では、その特質による独自性を強調した適切な指導等が行われる必要があるとの認識が示されたといえる。

（３）1989（平成元）年「教育要領」の記述

1989（平成元）年、「教育要領」は第２次改訂をみた。「第１章　総則」「第２章　ねらい及び内容」「第３章　指導計画作成上の留意点」から構成される同年「教育要領」では、第２章に以下の記述がみられる。

第２章　ねらい及び内容

この章に示すねらいは幼推園修了までに育つことが期待される心情、意欲、態度などであり、内容はねらいを達成するために指導する事項である。(中略）なお、特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて適切な具体的な内容を工夫しそれを加えても差し支えないが、その場合にはそれが幼稚園教育の基本を逸脱しないよう慎重に配慮する必要がある。

言　葉

この領域は、経験したことや考えたことなどを話し言葉を使って表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚を養う観点から示したものである。(中略)

３　留意事項

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

（２）　文字に関する系統的な指導は小学校から行われるものであるので、幼稚園においては直接取り上げて指導するのではなく個々の幼児の文字に対する興味や関心、感覚が無理なく養われるようにすること。

また、第２次改訂「教育要領」では幼稚園教育の内容を従前の「六領域」[4]から「健康・人間関係・環境・言葉・表現」

の「五領域」に変更している。これは「従来からの「六領域」は小学校教育での教科に準じている、それとまぎらわしい、などといった誤解も含めての批判にも対応するものとしての新たな視点からの組み立て」によるものであった[5]。

以上の第２次改訂「教育要領」の記述からは、この段階において幼稚園教育と小学校教育における教育内容の明確化がより一層図られるとともに、他方で両校種間の接続のあり方を示唆する記述が初めて領域「言葉」での指導方法上で具体的に明示されたといえる。

（４）1998（平成 10）年「教育要領」の記述

1998（平成 10）年「教育要領」は第３次改訂をみた。同年「教育要領」の構成は従前と同様に「第１章　総則」「第２章　ねらいと内容」「第３章　指導計画作成上の留意事項」とされ、第３章に以下の記述がみられる。

第３章　指導計画作成上の留意事項

幼稚園教育は、幼児が自ら意欲をもって環境とかかわることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものである。幼稚園においてはこのことを踏まえ、幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、次の事項に留意して調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。

１　一般的な留意事項

（８）　幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

以上の記述から第３次改訂「教育要領」では、この段階において、とくに幼稚園教育と小学校教育の接続が明確に強調されるようになったといえる。なお、この点は第３次改訂「教育要領解説」からも看取されるところで、幼小の連携について「小学校との連携を強化する観点から、幼稚園における主体的な遊びを中心とした総合的な指導から小学校への一貫した流れができるように配慮する」こととしている[6]。

（５）2008（平成 20）年「教育要領」の記述

制定以来初となる教育基本法の改正とそれに伴う学校教育法の改正等を受け、2008（平成 20）年に「教育要領」は第４次改訂をみた。「第１章　総則」「第２章　ねらい及び内容」「第３章　指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意点」から構成される同年「教育要領」では、第１章および第３章に以下の記述がみられる。

第１章　総　　則

第２　教育課程の編成

幼稚園は、家庭との連携を図りながら、この章の第１に示す幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第 23 条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。幼稚園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとする。

第３章　指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等 に行う教育活動などの留意事項

第１　指導計画の作成に当たっての留意事項

１　一般的な留意事項

（９）　幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期に

ふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

２　特に留意する事項

（５）幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること

以上の第４次改訂「教育要領」の記述からは、この段階において幼稚園と小学校の連携が円滑な校種間接続という視点からその役割に応じてなお一層強化されるとともに、教育課程編成上では小学校教育のみならず、義務教育期間以降で行われる教育期間全般をも見据えた指導計画を作成することが幼稚園教育に求められたといえる。

２．現行「教育要領」等にみる幼保小の連携・接続に関する記述の比較検討

「教育要領」･「保育所指針」･「教育・保育要領」は 2017（平成 29）年に改訂され、また「学習指導要領」も同年に改訂、2020（令和２）年４月１日より全面実施となっている。では、今次の改訂により幼保小の連携・接続に関する記述はどのように変更されたのであろうか。本章では、それぞれの各文書における新旧を比較検討してみたい。

（１）「教育要領」における新旧の比較

「教育要領」における今次改訂の基本方針は、①幼児教育で育みたい資質・能力の明確化、②幼児期において育みたい資質・能力の明確化と幼保小接続の推進、③現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直し、の３点があげられる[7]。では、現行「教育要領」は 2008（平成 20）年の「教育要領」とどのように記述が変わったのか。これを整理したものが表１である。

表１　新旧「教育要領」における小学校との接続に関する記述の比較

平成 20 年との比較	平成 29 年		
新規	前文		これからの幼稚園には、学校教育の始まりとして、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の幼児が、将来、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにするための基礎を培うことが求められる。
新規			家庭との緊密な連携の下、小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、幼児の自発的な活動としての遊びを通しての総合的な指導をする際に広く活用されるものとなることを期待して、ここに幼稚園教育要領を定める。
第３章 指導計画の作成に当たっての留意事項に、同じ文言あり	第１章　総則	第３　教育課程の役割と編成等	５　小学校教育との接続に当たっての留意事項 （１）幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。

第３章 指導計画の作成に当たっての留意事項に、似た文言あり			（２）幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。
新規		第４　指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価	４　幼児理解に基づいた評価の実施 （２）評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること。
新規		第６　幼稚園運営上の留意事項	３　地域や幼稚園の実態等により、幼稚園間に加え、保育所、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るものとする。特に、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続のため、幼稚園の幼児と小学校の児童との交流の機会を積極的に設けるようにするものとする。また、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めるものとする。

同表によって幼稚園と小学校との接続に関する記述が含まれる文章を列挙してみると、2008（平成 20）年にあった文言と新規に作成された文言がある。同じような文言ではあるが「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が付け加えられている。新規に作成された文言に関しては、まず前文自体が新規ではあるがここで、「学校教育の始まり」や「小学校以降」という小学校との接続だけではなく、それ以降も意識した生涯学習としての視点を含んだ表現がみられる。これ以外にも幼稚園教育の次は小学校教育につながることを強調した文言が新規で加えられている。

（２）「保育指針」における新旧の比較

「保育指針」における今次改訂の基本方針は、①乳児・１歳以上３歳未満児の保育に関する記載の充実、②保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ、③子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全についての記載の見直し、④保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性、⑤職員の資質・専門性の向上、の５点があげられる[8]。では、「保育指針」において小学校との接続に関する記述はどうなっているだろうか。2008（平成 20）年と 2017（平成 29）年の「保育指針」を比較整理したものが表２である。

表２　新旧「保育指針」における小学校との接続に関する記述の比較

平成 20 年との比較	平成 29 年		
新規	第１章　総則	４　幼児教育を行う施設として共有すべき事項	（２）幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第２章に示すねらい及び内容に基づく保育活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であり、保育士等が指導を行う際に考慮するものである。

新規	第２章　保育の内容	３　３歳以上児の保育に関するねらい及び内容	（３）保育の実施に関わる配慮事項 ア第１章の４の（２）に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、ねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際には適宜考慮すること。
第３章 保育の内容の２ 保育の実施上の配慮事項に同じ文言あり		４　保育の実施に関して留意すべき事項	（２）小学校との連携 ア保育所においては、保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。
第４章 保育の計画及び評価に似た文言あり			イ保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、第１章の４の（２）に示す「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。
第４章 保育の計画及び評価に同じ文言あり			ウ子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。

「教育要領」と同様に小学校との接続に関する記述を列挙してみると、2008（平成 20）年の「保育指針」で述べられているものの方が多いことがわかる。2017（平成 29）年では「小学校との連携」としてまとめられているものの 2008（平成 20）年にも分散して同じ文言が確認できた。新規に加えられたものでは「教育要領」と同様に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」という表現で小学校教育への接続が記述されている。

（３）「学習指導要領」における新旧の比較

「学習指導要領」における今次改訂の基本方針は、①「社会に開かれた教育課程」の重視、②知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の重視、③各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立、④教育内容の充実（言語能力、理数教育、伝統や文化に関する教育、道徳教育、体験活動、外国語教育）、⑤その他の重要事項、などの５点に整理される。では、「学習指導要領」改訂における幼稚園・保育園等との接続についてはどのような変更がみられるのであろうか。この点について整理したものが表３である。

表３　新旧「学習指導要領」における幼稚園・保育園との接続に関する記述の比較

平成 20 年との比較	平成 29 年			
新規	前文			幼児期の教育の基礎の上に、中学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、児童の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに小学校学習指導要領を定める。

				４　学校段階等間の接続 （１）　幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。
新規	第１章 総則		第２　教育課程の編成	また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的･関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。
新規			第３　教育課程の実施と学習評価	２　学習評価の充実 （２）創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。
新規			第５　学校運営上の留意事項	２　家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携 イ　他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。
「他教科」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と変更あり。	第２章 各教科	第１節 国語	第３　指導計画の作成と内容の取扱い	１　指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 （７）低学年においては、第１章総則の第２の４の（１）を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。
新規		第３節 算数	第３　指導計画の作成と内容の取扱い	１　指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 （４）低学年においては、第１章総則の第２の４の（１）を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

新規		第５節 生活	第３　指導計画の作成と内容の取扱い	１　指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 （４）他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高め、低学年における教育全体の充実を図り、中学年以降の教育へ円滑に接続できるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期における遊びを通した総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにすること。
「他教科」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と変更あり。		第６節 音楽	第３　指導計画の作成と内容の取扱い	１　指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 （６）低学年においては、第１章総則の第２の４の（１）を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。
「他教科」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と変更あり。		第７節 図画工作	第３　指導計画の作成と内容の取扱い	１　指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 （７）低学年においては、第１章総則の第２の４の（１）を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。
新規		第９節 体育	第３　指導計画の作成と内容の取扱い	１　指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 （５）低学年においては、第１章総則の第２の４の（１）を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。
新規	第６章 特別活動		第３　指導計画の作成と内容の取扱い	１　指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 （４）低学年においては、第１章総則の第２の４の（１）を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。

「学習指導要領」から幼稚園・保育園との接続に関する記述を列挙してみると、一部に似た文言があるがほとんどが新規のものであった。似た文言では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と表現が変更されている。そして新規に加えられたものでは幼稚園・保育園・小学校だけにとどまらず、生涯学習の視点での連続という意味合いを含んだ表現がみられる。そして小学校入学当初の注意点としては生活科を中心にとの表現と、幼児期の遊びからの接続といった表現がある。各教科における記述でも、低学年時に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関連を考慮するよう記述されている。

３.「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と「特別の教科　道徳」の比較検討

（１）「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について

前章までの検討からも明らかなように、改訂された「教育要領」・「保育指針」ではともに「幼児教育のあり方」が明確

化され、その具体的指針の一つとしていずれの文書においても共通した「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）」が明示された。また、この指針は「学習指導要領」上でも提示されており、ここには子どもの発達の連続性をふまえ、幼児教育・学校教育で共通して子どもの資質・能力（「知識・技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力・人間性等」）を育成していこうとする方針が看取される。

しかし他方、今次の改訂で示された幼児教育の具体的指針である「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）」がこれまでの幼児教育上で全く行われていなかったというわけではない。この点について改訂「保育指針」の策定に関わった汐見稔幸は以下のように説明している[9]。

> 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、特に新しくつくったものではなく、保育内容の５つの領域におけるねらい及び内容に基づいて、各園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、社会に開かれた教育課程を念頭に置きつつ、幼児期の終わりまで、すなわち卒園するまでこうした資質・能力を身につけてほしいと保育者・保護者が願う人間像の要件を整理しなおしたものです。（中略）５領域のねらいと内容（目標群）のなかから、これからの社会を生きるために必要な力の基礎を意識的に育てていこうという趣旨で、特に強調すべきものを選び出して書かれています。

すなわち、示された「10の姿」は従前から幼稚園・保育園の日常のなかで「環境を通して行われる教育」で行われていた点から「特に強調すべきものを選び出して」整理したとされる。では、「強調すべき」とされた教育内容にはどのような傾向がみられるのであろうか。そこで、あらためて示された「10の姿」をまずは「保育指針」で確認すれば以下のとおりである。

ア　健康な心と体
保育所の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

イ　自立心
身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

ウ　協同性
友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

エ　道徳性・規範意識の芽生え
友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

オ　社会生活との関わり
家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、保育所内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

カ　思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

キ　自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にする気持ちをもって関わるようになる。

ク　数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

ケ　言葉による伝え合い

保育士等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

コ　豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

（２）小学校低学年「道徳科」の内容項目と幼児教育における「10 の姿」の関連性について

さらに、その特徴を小学校との連携･接続という観点から捉え、試みとして小学校低学年における「特別な教科　道徳」（以下、「道徳科」）との関連性をここでは指摘しておきたい。「学習指導要領」で示される「道徳科」で扱う内容は大きく４つの視点（A ～ D）から構成され、この視点に基づくより具体的な内容項目については小学校低学年の場合 19 徳目の例示がなされている。また、「学習指導要領解説特別な教科道徳編」では、この内容項目それぞれについて指導方法等がこの時期にみられる児童の発達上の特徴とともに説明されている。この説明等からそれぞれの内容の詳細を伺うことができるが、これを本稿での関心事に引きつけてみれば、そのおおむねは先の「10 の姿」の内容と重なる点が指摘できよう。これを整理したものが表４である。

表４　小学校低学年「道徳科」の内容項目と幼児教育における「10の姿」の関連性

内容の視点	内容項目	指導の要点		関連する「10の姿」
A・主として自分自身に関すること	１　善悪の判断、自律、自由と責任〔第１学年及び第２学年〕 よいことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと。	児童観	この段階においては、何事にも興味、関心を示し意欲的に行動することが多い反面、まだ集団生活に十分に慣れていないために、引っ込み思案になったり物おじしたりすることも少なくない。	エ
		指導内容・方法等	積極的に行うべきよいことと、人間としてしてはならないことを正しく区別できる判断力を養うことが大切である。また、よいと思ったことができたときのすがすがしい気持ちを思い起こさせるなどして、小さなことでも遠慮しないで進んで行うことができる意欲と態度を育てる指導を充実していくことが大切である。また、身近な事例を踏まえ、人としてしてはならないことをしないことについて、一貫した方針をもち、毅然とした態度で指導していくことが重要である。	
	２　正直、誠実〔第１学年及び第２学年〕 うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活すること。	児童観	この段階においては、発達的特質から、特に自分自身の言動を他者から叱られたり笑われたりすることから逃れようとする気持ちが働くことが少なくない。そのために、うそを言ったりごまかしをしたりして暗い心になることが見受けられる。いけないことをしてしまったときには素直にその非を認め、あやまることができるとともに、人の失敗を責めたり笑ったりしないようにし、正直で素直に伸び伸びと生活できる態度を養うようにすることが求められる。	
		指導内容・方法等	うそやごまかしをしないで明るい心で楽しく生活することの大切さを押さえておくことは、児童が成長の過程で健康的な自己像を確立していくためにも大切なことである。	
	３　節度、節制〔第１学年及び第２学年〕 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をすること。	児童観	この段階においては、児童の日常生活における行動を通して、周囲に対する気配りや思いやりをもち互いの健康に心掛け、安全のきまりを守ってそれを実践すること、物の価値を認識させるために、物は多くの人の努力と勤労によって作られていること、金銭の価値についても正しく理解させ物を大切にできるようにすること、身の回りを整えて気持ちのよい生活ができるようにすることなどの具体的な指導を進める必要がある。	ア
		指導内容・方法等	時刻を守り時間を大切にすることや、生活に一定のリズムを与え、わがままをしない規則正しい生活が自分にとって大切なことであり、そのような生活が快適な毎日を送ることにつながることに気付かせ、基本的な生活習慣を確実に身に付けることができるように繰り返し指導する必要がある。	

	4　個性の伸長〔第１学年及び第２学年〕 自分の特徴に気付くこと。	児童観	この時期の児童は発達の段階から、自分自身を客観視することが十分にできるとは言えない。児童が自分の特徴に気付く契機となるのは、他者からの評価によることがほとんどである。ほめられてうれしかったことが、自分のよさや長所につながることに気付いたり、叱られて注意されたことが、短所につながることに気付いたりすることがある。このような他者との関係によって自分の特徴を知ることになるが、児童がそのことを自身で実感することによって、自分の特徴への気付きがより確かなものになる。	
		指導内容・方法等	児童の長所を積極的に認め、励まし、児童自身が具体的な場面で芽生えてくる自分の長所にできるだけ多く気付き、実感していけるようにすることが、よさを伸ばすことにつながっていく。	
	5　希望と勇気、努力と強い意志〔第１学年及び第２学年〕 自分のやるべき勉強や仕事をしっかりと行うこと。	児童観	この段階においては、何事も好奇心をもって行おうとする。やらなければならないことを素直に受け入れることが多いと言われる。また、興味・関心のあることについては、意欲的に取り組むものの、好き嫌いで物事を判断し、つらいことや苦しいことがあるとくじけてしまう傾向がある。この時期のやらなければならないことには、家族や教師から言われたことが多いが、やるべきことをしっかり行うことは、自分自身を高めていく上で大切であり、児童が主体的に取り組んでいくようにする必要がある。	イ
		指導内容・方法等	自分のやるべき勉強や仕事にはどのようなものがあり、しっかり行うことの意義を自覚させる必要がある。また、家族や教師の励ましや賞賛、適切な助言などの下に、自分がやるべき勉強や仕事を、自分がやるべきこととしてしっかりと行うことができるよう指導することが大切である。やり遂げたときの喜びや充実感を味わい、努力した自分に気付くことができるように指導することが大切である。	
B・主として人との関わりに関すること	7　親切、思いやり〔第１学年及び第２学年〕 身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。	児童観	この段階においては、家族だけでなく家の周りの人や学校の人々、友達などとの関わりが次第に増えてくる。発達的特質から自分中心の考え方をすることが多いが、様々な人々との関わりの中から、相手の考えや気持ちに気付くことができるようになる。	オ
		指導内容・方法等	幼い人や高齢者、友達など身近にいる人に広く目を向けて、温かい心で接し、親切にすることの大切さについて考えを深められるようにすることが必要である。そして、身近にいる様々な人々との触れ合いの中で、相手のことを考え、優しく接することができるようにすることが求められる。また、その結果として相手の喜びを自分の喜びとして受け入れられるようにし、具体的に親切な行為ができるようにすることが大切である。	

	8　感謝〔第１学年及び第２学年〕 家族など日頃世話になっている人々に感謝すること。	児童観	この段階においては、日常の指導などで、家庭や学校など、身近で日頃世話になっている人々の存在に気付かせることが大切である。誰かに自分の世話をしてもらうことを当たり前のように感じていることもある。家族や学校、地域社会で多くの人が児童のためを思って支えている。その人々が自分に寄せてくれた善意について考え、そのときに自分が感じた感謝の念について改めて考えるようにすることが大切である。	オ
		指導内容・方法等	感謝の対象や具体的な内容を教師が適切に示す必要がある。世話をしてくれる人々の善意に気付き、感謝する気持ちを具体的な言葉に表し、行動に表す指導が求められる。	
	9　礼儀〔第１学年及び第２学年〕 気持ちのよい挨拶、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接すること。	児童観	この段階においては、特にはきはきとした気持ちのよい挨拶や言葉遣い、話の聞き方や食事の所作などの具体的な振る舞い方を身に付けることを通して明るく接することのできる児童を育てることが大切である。身近な人々と明るく接する中で、時と場に応じた挨拶や言葉遣い、作法などがあることに気付き、気持ちよく感じる体験を繰り返し行うことで、しっかりと身に付けることができるようにすることが求められる。	
		指導内容・方法等	日常生活を送るために欠かせない基本的な挨拶などについて、具体的な状況の下での体験を通して実感的に理解を深めさせることが重要である。また、外出時や公共の場での振る舞い方など社会との関わりの中での礼儀についても考えさせることが重要である。	
	10　友情、信頼〔第１学年及び第２学年〕 友達と仲よくし、助け合うこと。	児童観	この段階においては、幼児期の自己中心性から十分に脱しておらず、友達の立場を理解したり自分と異なる考えを受け入れたりすることが難しいことも少なくない。しかし、学級での生活を共にしながら一緒に勉強したり、仲よく遊んだり、困っている友達のことを心配し助け合ったりする経験を積み重ねることで、友達のよさをより強く感じるようになる。	ウ
		指導内容・方法等	特に身近にいる友達と一緒に、仲よく活動することのよさや楽しさ、助け合うことの大切さを実感できるようにすることが重要である。また、友達とけんかをしても、友達の気持ちを考え、仲直りできるようにする。そのためには、友達と一緒に活動して楽しかったことや友達と助け合ってよかったことを考えさせながら、友達と仲よくする大切さを育んでいくようにする必要がある。	

C・主として集団や社会との関わりに関すること	12　規則の尊重〔第１学年及び第２学年〕 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。	児童観	この段階においては、まだ自己中心性が強く、ともすると周囲への配慮を欠いて自分勝手な行動をとることも少なくない。また、身の回りの公共物や公共の場所の使い方や過ごし方についてどうするのがよいのか、そしてそれはなぜなのかといった理解は十分とは言えない。	オ
		指導内容・方法等	身近な約束やきまりを取り上げ、それらはみんなが気持ちよく安心して過ごすためにあることを理解し、しっかりと守ろうとする意欲や態度を育てることが大切である。また、みんなで使う物や場所を進んで大切にし、工夫して使いたいという判断力や態度を身に付けられるように指導することが必要である。	
	13　公正、公平、社会正義〔第１学年及び第２学年〕 自分の好き嫌いにとらわれないで接すること。	児童観	この段階においては、発達的な特質から自己中心的な考え方をしがちである。そのため、人も自分と同じ感じ方や考え方であると考え、異なる感じ方や考え方を否定する傾向がある。こうした自分の好みや利害によって、ともすると公平さを欠く言動をとる姿も見受けられる。	
		指導内容・方法等	日常の指導において、公正、公平な態度に根差した具体的な言動を取り上げて、そのよさを考えさせるようにすることが大切である。また、偏見や差別が背景にある言動については、毅然として是正することが必要である。これらの指導を通して、児童が誰に対しても公正、公平に接することのよさを実感できるようにすることが大切である。	
	14　勤労、公共の精神〔第１学年及び第２学年〕 働くことのよさを知り、みんなのために働くこと。	児童観	この段階の児童は、何事にも興味をもって生き生きと活動し、みんなのために働くことを楽しく感じている児童が多い。そのような実態を生かし、自分たちが行った仕事がみんなの役に立つことのうれしさ、やりがい、そのことを通して自分の成長などを感じられるようにすることが大切である。	ウ
		指導内容・方法等	学級の清掃や給食などの当番活動、学級生活の充実に向けた係活動、家庭や地域社会での決められた仕事など、みんなのために役立とうとする意欲や態度に結び付けていくことが求められる。	
	15　家族愛、家庭生活の充実〔第１学年及び第２学年〕 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つこと。	児童観	この段階においては、児童は家族の一員であることに喜びを感じながらも家族から守られ、家庭生活において受け身の立場であることが多く、能動的に家庭生活に関わろうとするところまでには至っていない。このことから、日頃の父母や祖父母が自分や他の家族に対して、成長を願い無私の愛情で育ててくれている様子に気付くことから敬愛の念を育てる。	オ
		指導内容・方法等	家庭生活においては自分にできることを進んで手伝うなどして、積極的に家族と関わり、家族の一員として役に立つ喜びが実感できるようにしていくことが大切である。	

	16　よりよい学校生活、集団生活の充実〔第１学年及び第２学年〕 先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくすること。	児童観	この段階の児童にとって、教師から受ける影響は特に大きい。そこで、教師が児童一人一人と愛情のある触れ合いをすることによって、教師を敬愛しようとする心が育まれるようにすることが大切である。また、様々な学習活動を通して上級生に親しみをもったり、学校生活を支えている人々との関わりを深めたりしながら、敬愛の心を育て、学級や学校の生活を自分たちで一層楽しくしようとする態度を育てる必要がある。	オ
		指導内容・方法等	児童が教師や友達と一緒に遊んだり学んだりして共に生活する機会を設定して、そのことを通して楽しさを味わい、学校のことをより深く知り、集団の中での行動の仕方を学び、自分の居場所をつくっていけるような指導をすることが望まれる。	
	17　伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度〔第１学年及び第２学年〕 我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着をもつこと。	児童観	この段階においては、昔の遊びを体験したり、地域の行事などに参加して身の回りにある昔から伝わるものに触れたりする機会が多くなる。このことを通して、家庭や学校を取り巻く郷土に目が向けられるようになる。また、昔の遊びや季節の行事などを通して我が国の伝統や文化にも触れ、親しみをもてるようになる。	オ
		指導内容・方法等	児童が住む町の身近な自然や文化などに直接触れる機会を増やしたり、そこに携わる人々との触れ合いを深めたりすることで国や郷土への愛着を深め、親しみをもって生活できるようにすることが大切である。	
	18　国際理解、国際親善〔第１学年及び第２学年〕 他国の人々や文化に親しむこと。	児童観	この段階においては、発達段階から、身の回りの事物が自国の文化なのか他国の文化なのかを明確に区別することは難しい。また、他国の人々や他国の文化に親しむ経験が多くはないという実態がある。特に他国の人々に対しての触れ合いについては、消極的になってしまう児童もいる。	
		指導内容・方法等	身近な出来事や書籍、衣食住の中にある他国の文化に気付いたり、スポーツや身近な行事などを通じた他国との交流に触れたりしながら、他国の人々に親しみをもったり、自分たちと異なる文化のよさに気付いたりできるようにすることが大切である。そして、他国の人々と交流したり、文化を味わったりしたことを互いに出し合ったり深めたりしながら、更に他国を知り、親しもうとする気持ちが高まるように工夫することが大切である。	

D・主として生命や自然・崇高なものとの関わりに関すること	19　生命の尊さ〔第１学年及び第２学年〕 生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。	児童観	この段階においては、生命の尊さを知的に理解するというより、日々の生活経験の中で生きていることのすばらしさを感じ取ることが中心になる。例えば、「体にはぬくもりがあり、心臓の鼓動が規則的に続いている」「夜はぐっすり眠り、朝は元気に起きられる」「おいしく朝食が食べられる」「学校に来てみんなと楽しく学習や生活ができる」などが考えられる。	キ
		指導内容・方法等	これらの当たり前のことで見過ごしがちな「生きている証」を実感させたい。また、自分の誕生を心待ちにしていた家族の思いや、自分の生命に対して愛情をもって育んできた家族の思いに気付くなど、自分の生命そのもののかけがえのなさに気付けるようにすることが大切である。そのことを喜び、すばらしいことと感じることによって、生命の大切さを自覚できるようにすることが求められる。	
	20　自然愛護〔第１学年及び第２学年〕 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接すること。	児童観	この段階においては、特に身近な自然の中で楽しく遊んだり、自然と親しんだりする活動を行うことが多い。また、生活科の学習などを通して動物の世話や飼育をしたり、植物の栽培や観察などを根気よく丁寧に行ったりしながら、自然や動植物などと直接触れ合う多くの体験をしている。	キ
		指導内容・方法等	児童のこうした活動や体験を通して、自然に親しみ動植物に優しく接しようとする心情を育てることが求められる。自然や動植物のもつ不思議さ、生命の力、そして、共に生きていることのいとおしさなどを自然や動植物と触れ合うことを通して実際に感じることによって、自然や動植物を大事に守り育てようとする気持ちが強く育まれる。	
	21　感動、畏敬の念〔第１学年及び第２学年〕 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつこと。	児童観	この段階においては、特に、児童の生活の中に存在している身近な自然の美しさや心地よい音楽、芸術作品などに触れて気持ちよさを感じたり、物語などに語られている美しいものや清らかなものに素直に感動したりするような体験を通してすがすがしい心をもてるようにすることが大切である。	コ
		指導内容・方法等	児童が美しいものに触れて心が揺さぶられたときには、その思いを教師が大切にするとともに、児童の感動を他の児童にも共有できるように働きかけることで、児童自身がもっている初々しい感性を豊かに育んでいくことが考えられる。	

表４からみれば、「10の姿」で「強調すべき」とされた教育内容のうち、「ク　数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」と「ケ　言葉による伝え合い」以外の８項目はおおむね小学校低学年で行われる道徳科での指導内容と重なっていることが明らかとなる。すなわち、今次の改訂で「幼児教育を行う施設として共有すべき事項」として強調された教育的観点は道徳性の確かな育成にあり、また、この点は小学校以上で行われる指導との強い連続性を有しているといえよう。

おわりに

本稿では、「幼保小の連携・接続」を射程に今後求められる幼稚園・保育園等での「学び」のあり方やその方向性等を探るため、この視点から「教育要領」等の変遷をまずは整理し、ついで今次の改訂上での特質を前回との記述変更点に注目して検討した。また、あわせてこれからの幼児教育において強調されるべきとされた内容を小学校低学年で行われる道徳科の内容との関係性から検討した。ここから次の点が明らかとなった。

まず､幼児教育においては「教育要領」が制定された当初から小学校教育との一貫性は求められていたといえる。以降、今日に至るまでこの方向性自体に大きな転換は行われていない。しかし、その方法論としてのあり方は幼児教育上の固有性から確立され、次第に小学校以上で行われる教科指導との差別化が特に図られるようになった。ただし、第２次改訂が行われた 1989（平成元）年では、領域「言葉」上での「文字」学習時における留意点として小学校での指導を念頭に指摘され、ここに素朴ながらもカリキュラム上の連続性の萌芽をみてとれる。そして、こうした動向は今次の「３文書」等の改訂時において全面的に明確化されたといえる。ここでは幼稚園等と小学校の教育がもつ５歳児修了時の姿が共有化され、今後、幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化が図られることが期待される。もっとも、その接合点の主眼とするところはいわゆる「教科」指導に力点をおいたものでは無論ない。そこで強調された点は主として道徳性の育成にあり、ここに幼児教育と小学校教育の確かな接続や連続性が強く求められている。道徳性の発達はいかなる発達段階においてもつねに意識されていなければならない人間形成の根本原理であり、また、その育成は乳幼児期から絶え間なく注視し続けられなければならない。筆者らは本稿で明らかにした幼児教育における「学び」の方向性をおおいに歓迎したい。

1　O.F. ボルノウ『教育を支えるもの』黎明書房、2006 年、p.49。
2　同前書、ｐ .6。
3　汐見稔幸・無藤隆『〈平成 30 年施行〉保育所保育指針　幼稚園教育要領　幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説とポイント』ミネルヴァ書房、2018 年、p.1。
4　1964（昭和 39）年「教育要領」では、教育内容を「健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画作成」の「六領域」としていた。
5　民秋言他編『幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の成立と変遷』萌文書林、2017 年、p.12。
6　文部省「幼稚園教育要領解説」フレーベル館、1999 年、ｐ４。
7　汐見稔幸・無藤隆『前掲書』、pp.355-356。
8　同前書、pp.45-49。
9　同前書、p.56。

雨森雅哉　国士舘大学 非常勤講師・発達心理学
山﨑真之　東京国際大学 専任講師・教育学